

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 8 月 5 日

九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 今井 勝一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、九州地方整備局遠賀川河川事務所における既設の河川情報外部演算装置及び河口堰管理用制御処理設備、テレメータ監視制御装置（以下「当該装置」という。）の改造に関する公示である。

本改造は河川情報外部演算装置及び河口堰管理用制御処理設備、テレメータ監視制御装置の改造（河口堰管理用制御処理設備へのデータ通信経路の変更、統一河川情報設備及び河口堰管理用制御処理設備へ伝送されるデータを是正するため、河川情報外部演算装置及び河口堰管理用制御処理設備、テレメータ監視制御装置の改造）を行うもので、「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該装置は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該装置の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したものであり、その設計製作段階において製作者が所有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的財産権が多数使用されており、本改造を行うにあたっては、製作者のみが保持する技術が必要である。

よって本改造は、当該装置の製作者（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人以外の者で 4. の応募要件を満たし、当該装置の改造の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式による契約手続へ移行する予定である。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 件 名 | 令和 7 年度遠賀川河川事務所外部演算装置外改造 |
| (2) 対象設備 | 河川情報外部演算装置、河口堰管理用制御処理設備、テレメータ監視制御装置 |
| (3) 業務内容 | 河川情報外部演算装置改造 1 式
河口堰管理用制御処理設備改造 1 式
テレメータ監視制御装置改造 1 式 |
| (4) 履行期間 | 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 13 日 |

(5) 概算 概ね 1 4 百万円

3. 業務目的

本件は、河口堰管理用制御処理設備への通信経路の変更、統一河川情報設備及び河口堰管理用制御処理設備へ伝送されるデータを是正するために河川情報外部演算装置及び河口堰管理用制御処理設備、テレメータ監視制御装置の改造をするものである。

4. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の 1) 及び 2) の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。

1) 手続開始の決定をうけていること。

2) 手続き開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか 1 箇所に提出していること。

ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更が合った場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ) 上記イ)に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

- ④ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 7 年 3 月 3 1 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑥ 参加意思確認書の提出期限日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- ① 当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。
② 当該設備の改造完了後の保守体制を有すること。
- (3) 実績に関する要件

平成27年度以降において、完成・引渡しが完了した下記同種業務の履行実績を有するもの。

同種業務 : 「河川情報設備」を納入又は改修した実績

なお「河川情報設備」とは、水位情報、雨量情報、ダム・堰情報などの河川情報を収集、処理し、本局や自治体等への配信、WEB画面作成などを行う設備である。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1

国土交通省九州地方整備局

遠賀川河川事務所 経理課 契約係

電話 0949-22-1836

(内線226)

FAX 0949-23-3452

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和7年8月5日(火)から令和7年8月22日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
② 交付場所等 : (1)に同じ。
③ 交付方法 : 交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送(ファクシミリ)等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 : 令和7年8月25日(月) 17時00分
② 提出場所等 : (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便等記録が残るもの)。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出
予定期限は令和7年9月25日17時00分までを予定している。
また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを
実施するものとする。
- (4) 詳細は「公示に関する説明書」による。